

す事也。

右之書付、并旅人之様子をも見届、無別條候付、兼而被仰渡之趣爲申聞、爲致一宿、今已の刻爰元爲立、御方々様江差遣し申候、以上、

月日

何村何某

西方郷士年寄中

右之通にして止宿し、通行する國法ながらも、修行者と成りて入る時は、野宿といへる事を云ひらきとして、行度方へ見めぐりて、幾日にも國中に滞留して、番所有の所にて右之書付を番人へ渡して、國を出る事也。

今にては昔と違ひて、他國もの、薩州へ入事六ヶ日からず、銅山、金山殊の外繁昌して、人數入りても日雇持あり、何國にても金山へ入ては、其山法ばかりにて、人改も無事故に、金堀といふて番所を這入ば、無滞御通有事也、扱薩州侯の領分へ入ては、宿杯は自由にせし事也、町場には旅人宿と記し、大文字の看板を出して有、六十六部は木錢十二文にて、無心遣止宿する事也、宿に取る所は二十四文にて、十二文は國守より下さる事也、乍然十二文の木錢にて、自分食事を調ざれば、宿の者はしらぬふりして、薪に鍋を添て渡すのみ也、達者にさへあれば、中々氣散じ成事にて、宿を借る心遣ひもなく、路銀の懸る世話もなく、安氣也べし旅中也、薩州一見の志あらん人は、修行者の體よろし、其人の爲にもならんと爰に記しぬ、

壹岐國

壹岐國ハ、イキノクニト云ヒ、又ユキノクニトモ云フ、西海道ニ屬シ、肥前國ノ西北約七里餘